

# 生活保護費の不正支出事案について

資料2

## 1 不正支出について

### (1) 事案概要

令和3年1月29日（金）、桜福祉事務所において査察指導員である職員が正規の決裁過程を経ずに、令和2年4月から令和3年1月までに生業扶助費名目で17回に渡り、計1,271万円に及ぶ生活保護費を生活保護を受給している1世帯に支出していたことが判明した。

### (2) 不正支出の発覚（令和3年1月29日）以降これまでの事実経過

令和 3年 2月15日 当該事案について記者発表（第1報）  
 2月17日 保健福祉委員会協議会において事案報告  
 2月18日 さいたま市不適正事務処理に関するプロジェクトチームを設置  
 2月25日 市長記者会見（第2報）  
 3月 3日 本会議において行政報告  
 3月15日 桜福祉事務所に対し生活福祉課が特別監査を実施  
 3月18日 大宮福祉事務所に対し生活福祉課が特別監査を実施

### (3) 不正支出の発覚以前の事実経過

平成27年 4月 1日 不正支出を行った職員（以下「当該職員」という。）が大宮福祉事務所にケースワーカーとして配属される  
 平成29年 4月 1日 当該職員が不正支出先の被保護世帯（以下「被保護世帯」という。）の担当ケースワーカーとなる  
 平成30年10月末頃 被保護世帯が浦和区に転居する  
 平成31年 4月 1日 当該職員が桜福祉事務所に査察指導員として異動となる  
 令和 2年 3月末頃 被保護世帯が桜区に転居する

## 2 プロジェクトチームの検討経過

### (1) プロジェクトチーム会議の開催状況

令和3年4月23日時点において、現在5回（2月19日、3月8日、3月16日、3月26日、4月15日）開催し、不適正な事務処理の事実確認、原因究明及び課題の洗い出しを行った。

### (2) チェック体制の検証・課題の洗い出し

「何故不正な支出を行うことができたのか」、「何故不正を見抜けなかったのか」の視点から市の標準的な事務処理工程と不正支出における事務処理工程について検証を行い、次のとおり課題の洗い出しを行った。

### 【17回の不正支出における事務処理の検証】

事務処理の工程	標準的な処理	不正支出における処理
起案	ケースワーカーがシステムから出力した決定調書にて起案	当該職員が不正ログインにより担当ケースワーカーに成りすまして処理
査察指導員による審査 【チェック①】	査察指導員が決定調書及び挙証資料の審査し、課長へ回付	当該職員が査察指導員であるため審査が実施されていなかった。
課長決裁 【チェック②】	課長が決定調書及び挙証資料を確認後決裁する。決裁後は経理担当へ回付	次によりチェックを通過 ①印漏れと誤認させ押印させた。 ②課長決裁を経ずに経理担当に回付。
経理担当による決裁登録 【チェック③】	経理担当が決定調書の決裁印を確認しシステム上の決裁登録を行う。	次によりチェックを通過 ①課長印が押印されていたため、詳細を確認せずに決裁登録した。 ②課長了承済みと誤認させ、課長印がない案件を決裁登録させた。
未決裁の確認 【チェック④】	経理担当が支出データ作成前に、未決裁一覧により決裁登録が済んでいない決定調書について決裁を促す。	桜福祉事務所では、未決裁が残っている状態で支給明細書の確認を行っており、当該職員は支給明細書に出力されない
支給内容の確認 【チェック⑤】	経理担当が未決裁の無いことを確認後、出力した支給明細書又は支給内訳書の内容をケースワーカーが確認する。	タイミングでシステム入力を行っていた。また、支給内訳書の確認を行っていなかった。

### 【洗い出した課題】

- ① システムログインは個人ID・パスワードで行うが、管理が徹底されないと不正ログインによる成りすましが可能であること
- ② 支出の意思決定は紙決裁で行うが、支給データはシステム上の決裁登録処理のみで作成する仕組みであること
- ③ 支出の決裁権者は課長だが、システム上の決裁登録処理を経理が行うため経理が実質的に決裁権者になっていること
- ④ 課長、査察指導員、ケースワーカー、経理の業務における役割は明確化されているが、十分に内部牽制が効いていないこと
- ⑤ 生活保護システムにおいて、制限額を超える生業費の入力が可能であることが課題であったが、緊急的に改善が必要だったため、修正を行った。
- ⑥ 決裁文書等において公文書のルールに基いた文書管理が徹底されていないこと
- ⑦ 管理監督職のチェック機能を強化するため、生活保護制度の知識等を高めること

### 3 特別監査の実施により判明した事実

#### (1) 大宮福祉事務所に対する特別監査により明らかとなった事実

(別添「生活保護費の不正支出に関する特別監査報告について」1頁から5頁まで)

被保護世帯に対する不正な支出は見受けられなかったが、次の事項について不適切な事務が見受けられた。

- ア 被保護世帯に対する訪問調査での実態把握が、平成30年9月から令和元年12月までの間、未実施であった。
- イ 平成30年10月、被保護世帯の浦和区への転居事実があったが、両事務所間の事務移管が行われていなかった。
- ウ 平成31年4月、当該職員が大宮福祉事務所から異動したが、後任となる職員に対する事務引継ぎが行われていなかった。

#### (2) 桜福祉事務所に対する特別監査により明らかとなった事実

(別添「生活保護費の不正支出に関する特別監査報告について」6頁から13頁まで)

不正支出が発覚するまで、被保護世帯に係る保護の決定に至る記録や訪問調査の記録が作成されていない、申告書類が適切に徴取されていないなど、本来あるべき保護台帳が整備されておらず、保護の適用について組織的な進捗管理がなされていなかった。

### 4 特別監査の実施結果による課題の整理

#### (1) 大宮福祉事務所における組織的課題

- ア ケースワーク業務の組織的進行管理について  
訪問調査の遅滞、事務移管がなされないままになっていたなど、ケースワーカーの業務の進捗状況の把握・管理について、査察指導員によって管理手法が異なること、また、把握したケースワーカーの業務状況について課長、所長等の幹部職員までの共有がなされていなかったことを確認した。
- イ 職員異動時における事務引継ぎの組織的管理について  
職員異動時の事務引継ぎについて、引継ぎが漏れなく行われたか査察指導員、課長、所長等の把握がされていない状況であったことを確認した。

#### (2) 桜福祉事務所における組織的課題

- ア 世帯の収入の適切な把握について  
保護の開始申請時や、一時的な収入が生じた際には申請書又は収入申告書が徴取されていたが、生業費を支給するにあたり、自営業を営んでいるという当該世帯に対して、収入状況を把握するための収入申告書の徴取が適切になされていなかったことを確認した。
- イ 保護の相談、申請状況の組織的点検及び厳格な審査・決定について  
保護台帳による回付、代決による処理、押印漏れ等への対応について、正しい審査・決定方法を認識しているにも関わらず、本事実については、その方法が徹底されていなかったことを確認した。
- ウ 経理事務に係る支出処理時のチェック体制について  
生活保護システムのバーコード処理による決裁日の登録が行えない際に、調書の内容等を確認せ

ず手入力による決裁日の登録を行っていたことを確認した。

### 5 現時点で未解明である事項

現時点で未解明である事項も含め、本市では、警察による捜査に全面協力している。

#### (1) 不正支出に至る原因

不正支出に至った原因について、当該職員から「大宮福祉事務所在籍時の平成29年4月から被保護世帯を担当ケースワーカーとなった。被保護世帯から生業費の支給について相談され、検討の結果、支給できないと伝えたが、執拗な要求に抵抗できずに、自費で生業費を支払い続けてしまった。」と聴取している。

また、「生業費の要求は、令和2年3月に被保護世帯が桜区に転居した以降も続き、桜福祉事務所において査察指導員となっていたため、その立場を利用し、公金による不正支出を行った。」と聴取している。

しかしながら、聴取内容が事実であると証明するものが乏しく原因として確定する判断には至っていない。

#### (2) 当該職員と被保護世帯との関係

当該職員と被保護世帯の関係は、「業務上のみの関係であった、不正支出の一部でも受け取っていたことはない。」と、当該職員から聴取している。

しかしながら、桜福祉事務所が行った被保護世帯から聴取した内容とは異なる部分があり、事実関係を確定する判断には至っていない。

### 6 今後の予定

#### (1) プロジェクトチームによる更なる検討

特別監査で判明した事実を検証し、本事実の背景となった事項について、課題整理及び再発防止策の検討を行う。

#### (2) 第三者委員会での検討

プロジェクトチームにおける「17回の不正支出」及び「特別監査で判明した事実」に関する調査・検証及び再発防止策の検討結果について、外部の専門家による第三者委員会を設置し、客観的かつ公正な検証及び効果的な再発防止策の検討を行う。

#### (3) 不正支出金の返還

被保護世帯に対し、返還請求及び督促を行っているが、納付期限を過ぎても現在までのところ、返還はなされていない。今後も実態把握に努めるとともに、折衝を通じて納付を求める。

#### (4) 当該職員の懲戒処分

当該職員が聴取により、不正支出を認めていることから厳正な処分を行っていく。